

検察の量刑基準をめぐって

死刑と無期のあいだ

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

昨年、日本弁護士連合会は人権擁護大会シンポジウムのテーマの一つに死刑制度の問題を取り上げ、死刑執行停止法の制定を求める決議をあげました。その席上で発表された「死刑と無期の量刑基準に関する調査研究報告」の内容をあらためて教えてもらう機会がありました。

☆☆☆

検察が死刑を求刑する際に添付される「永山最高裁判決以後死刑の科刑を是認した最高裁判所の判例一覧表」というものがあります。これは、最高裁で死刑判決が出された事件を、被害者の人数や犯行の動機、被害感情、社会的影響、犯行後の情状などによってまとめたものです。この表だけを見た裁判官は、類似の事件で死刑判決がすでにたくさん出ているのだからこの事件も死刑が相当だろうという判断に傾くことでしょう。

☆☆☆

日弁連の今回の調査は、検察が死刑を求刑しながらも無期懲役の判決が出された事例を対比的にまとめたものでした。これを見ると、似たような事件で、死刑になっていないケースもじつはたくさんあることがわかります。

この調査の結論は、「死刑と無期との境界を、客観的に見出すことはおよそできることではなく、その境界は、審理に当たる裁判官の価値観の中に存在する」と述べています。そして、検察一覧表を、「裁判所をして死刑判決を選択させる方向にミスリードするもの」として撤回を求めているのです。

☆☆☆

この調査資料を参照しながら、東京拘置所に在監する、ある死刑確定者のケースを考えてみました。この人は両親殺害の容疑で死刑判決を受けましたが、冤罪を訴え続けており再審請求中です。

資料によれば、こうした事件では無期懲役となるケースのほうが圧倒的に多いのです。それではなぜ彼は死刑になったのか。彼は無実を訴えています。皮肉なことに、それが「犯行後の情状」面で不利に働いたとしか考えられません。

また、彼の事件の場合、事件の発覚から遺体の発見まで一週間ほどの期間があり、その間、連日大きく報道され続けました。それが「社会的影響」の大きさとして判断されたこともあるでしょう。しかし、そのようなことが死刑と無期を分ける基準であってはなりません。

☆☆☆

裁判も人間の行なうことだから、いずれにせよ完璧な量刑はありえないという声もあるでしょう。しかし、だったらいっそう死刑という極刑は控えられるべきではないでしょうか。